

鹿屋市医療的ケア児保育支援事業実施要綱の一部を改正する要綱

鹿屋市医療的ケア児保育支援事業実施要綱（令和4年鹿屋市告示第26-2号）の一部を次のように改正する。

第1条中「医療的ケア児が」の次に「教育・」を加える。

第4条中「第1項第2号」を「第1号、第2号」に改める。

第16条を第17条とする。

第15条第2項中「第7条から第10条まで」を「第8条」に改め、同条を第16条とする。

第14条第2項中「第6条及び第7条」を「第7条及び第8条」に改め、同条を第15条とする。

第13条第1号中「第5条」を「第6条」とする。

第12条を第13条とする。

第11条第1号中「第9条第1項」を「第10条第1項」に改め、同条を第12条とする。

第10条を第11条とし、第9条を第10条とする。

第8条に次のただし書を加える。

ただし、医療的ケアの継続を希望し、第16条の規定により、鹿屋市医療的ケア継続実施申込書（別記第8号様式）を市長に届け出た場合は、この限りでない。

第8条を第9条とする。

第7条第1項中「意見」の次に「又は第16条による届出」を加え、同条を第8条とし、第6条を第7条とし、第5条を第6条とし、第4条の次に次の1条を加える。

（実施場所）

第5条 事業は、市内の保育所等において実施する。ただし、市長が必要と認める場合は、この限りでない。

別記第4号様式を次のように改める。

第4号様式（第8条、第15条、第16条関係）

<市→保護者>

年 月 日

鹿屋市医療的ケア実施（継続）回答書

様

鹿屋市長



申込みのあった医療的ケアの実施について、下記のとおり回答します。

記

フリガナ	
対象児童氏名	
生年月日	年 月 日

対象児童に係る医療的ケアについては、下記の保育所等において実施が可能です。

施設名：

対象児童に係る医療的ケアについては、実施できません。

理由：

別記第5号様式中「第8条、第15条関係」を「第9条、第16条関係」に改める。

別記第6号様式中「第9条、第15条関係」を「第10条関係」に改め、同様式中

「

医療的ケア の内容	医療的ケアの項目	実施する範囲
実施期間	年 月 日から	年 月 日まで

を
」

「

医療的ケア の内容	医療的ケアの項目	実施する範囲

に
」

改める。

別記第7号様式中「第10条、第15条関係」を「第11条関係」に改める。

別記第8号様式中「第15条関係」を「第16条関係」に改める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。